

火薬類取扱・製造保安責任者免状申請

(法第31条)

(公社) 全国火薬類保安協会が実施する試験に合格した後、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状については、受験地を管轄する都道府県知事に免状交付申請をすることで取得することができます。

申請を行う場合は、下記に注意してください。

○提出書類

- 1 火薬類保安責任者免状交付申請書
- 2 試験に合格した者であることを証明する書類（施行規則第78条の2）
※（公社）全国火薬類保安協会が発付した、「試験結果のお知らせ」
- 3 申請手数料

2, 400円

【電子申請を行う場合の注意】

- ① 電子申請で出来るのは、上記提出書類1の申請書の提出と手数料の納付のみです。

従って、上記提出書類2の「試験に合格した者であることを証明する書類」は、原本を提出する必要がありますので、電子申請の添付書類とせず、下記住所に郵送、もしくは窓口にて提出してください。提出がない場合には、免状の交付ができません。

※「試験に合格した者であることを証明する書類」の送付先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1-1

大分県生活環境部防災局消防保安室保安班 火薬類担当